

令和8年3月30日

事業者の皆様へ

平戸市財務部財政課 契約管財班

「平戸市工事請負契約書」及び「平戸市設計業務等委託契約書」第4条に規定する契約の保証に関する取扱いについて（増額変更時における契約保証の運用について）【お知らせ】

工事請負契約及び設計業務等委託契約にかかる契約の保証に関する取扱いについて、令和8年4月1日以降の請負代金額及び業務委託料の増額変更時における契約の保証は、長崎県「履行保証説明書」を準用して運用しますのでお知らせします。

記

1. 請負代金額及び業務委託料（以下「請負代金額等」という。）を増額変更した場合の契約保証について
 - (1) 請負代金額等の増額変更を行った場合で、契約保証金等の額が、変更後の請負代金額等の100分の5以下になるときは、契約保証金等の額を、変更後の請負代金額等の10分の1以上になるよう増額変更する必要があります。
 - (2) 言い換えると、増額変更後の請負代金額等が、当初の請負代金額等の2倍となった場合には、契約保証金等の額を、変更後の請負代金額等の10分の1以上になるように増額する必要があります。（国や長崎県同様、当初より倍額未満の増額変更であれば、契約保証金等の額は変更しません。）
2. 適用（運用開始）年月日
令和8年4月1日以降に平戸市と変更契約を締結する工事請負契約及び設計業務等委託契約に適用する。
3. 運用方法
運用にあたっては、長崎県「履行保証説明書」（※土木部建設企画課 HP 掲載）を準用する。ただし、契約保証金の免除は「平戸市契約規則」の規定によるものとする。また、保証書（保証証書）の名宛人は平戸市長またはかいの長とする。